

平塚市告示第 303 号
令和 8 年 7 月 30 日

平塚市長 落合 克宏

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により、次のとおり公示する。
なお、送達すべき書類は納税課で保管しているので、申出があれば、いつでも送達すべき者に交付する。

記

送達すべき書類の根拠となる法令 国税徴収法第 54 条

氏 名
POGOSON OHIREME JUNIOR

以 上